

令和6年度

# 事業計画



令和 6 年 3 月 1 4 日

一般社団法人 **日本熱供給事業協会**



# I. 最近における熱供給事業を取り巻く環境認識

## 1. 気候変動問題への本格的対応等に向けた政策の強化・加速化と熱供給事業への期待

- ・**脱炭素化された熱**の供給実現に係る取組の深化への期待。
- ・地域脱炭素・エネルギー有効利用・レジリエンス強化等に貢献する**総合エネルギーサービス展開**によるポテンシャル拡大への期待。
- ・**デジタル技術を活用したエネルギーマネジメント・保安の高度化**への期待。

## 2. 政府における地域熱供給に関連する政策・制度検討の動向

- ・**脱炭素社会の実現に向けた官民投資を推進するGX推進法**が施行。
- ・**すべてのエネルギーの使用の合理化と非化石エネルギーへの転換**を求める**改正省エネ法**が施行。
- ・温室効果ガス排出係数の算定・報告・公表制度において**熱のメニュー別排出係数の導入**が了承。**関係法令が本年4月に施行予定**。
- ・人口減少社会を背景に**産業や地域のデジタル化を支援するデジタル田園都市国家総合戦略**が閣議決定されるとともに、**高度デジタル社会の実現**を目指す**半導体・デジタル戦略**が策定。
- ・電気・ガス等の**価格の激変緩和措置**が本年4月末まで継続。

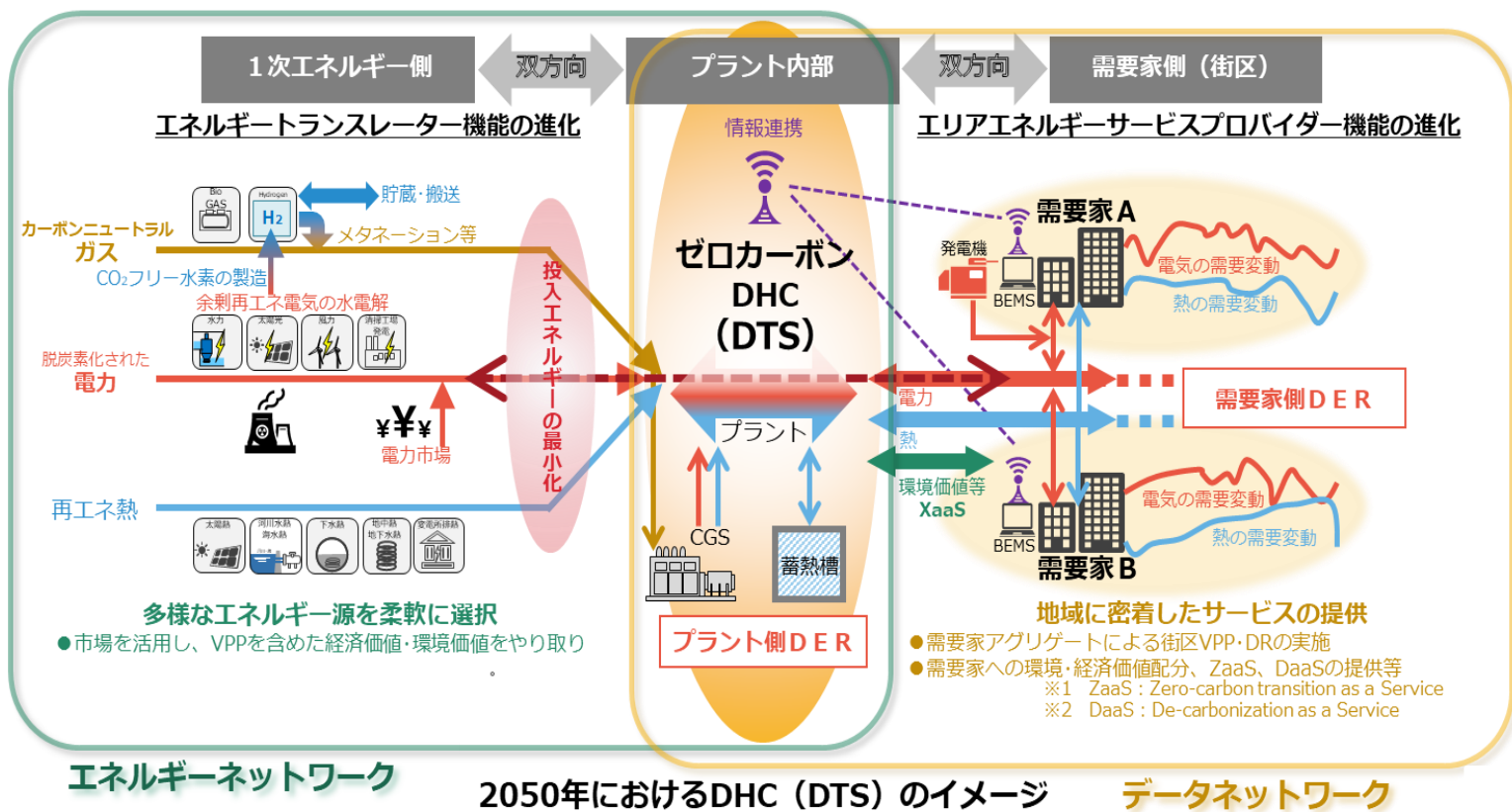
## 3. 会員事業者の経営環境

- ・我が国の経済基調は緩やかに回復しており、会員事業者の販売熱量・熱売上高は堅調に推移。
- ・一方、ロシアのウクライナ侵攻等、不透明要因を背景とした相場の不安定さ等による、**原・燃料価格や物価の高騰、さらに運営等に係る資機材の納期遅延**が継続。

# Ⅱ. 令和6年度の実施方針（基本スタンス）

地域熱供給を取り巻く環境や社会情勢の変化に対応し、2050年のあるべき姿「**地域総合サービス事業（DTS）**」に向けて進化していく。

そのために、**政策・制度検討過程への関与の深化、関係機関との連携強化等**を通じて、**脱炭素化・エネルギー有効利用・レジリエンス強化等に資する会員の事業活動支援を充実させ、地域熱供給の発展・価値向上に貢献する。**



## Ⅲ. 令和6年度の実施方針 重点項目

### <重点1>

#### 2030年・2050年の地域熱供給に向けた検討及び対応

- ① 脱炭素化・都市の強靱化推進に向けた調査研究
  - ・ポータルサイト開設等によるSHK制度活用サポートと先進的取組情報の共有
- ② DX（制御・保全）に関する調査研究
  - ・熱業界のDXを促進するデジタル研究会発足に向けた検討
  - ・熱供給施設におけるサイバーセキュリティ対策の促進

### <重点2>

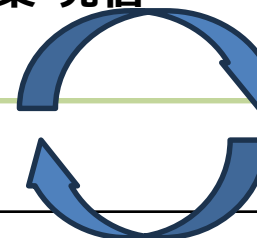
#### 地域脱炭素化プロジェクトにおける熱供給の採用拡大に向けた広報活動と政策要望

- ③ 関係省庁等と連携した自治体・有識者に対する普及・広報活動
  - ・訴求先や訴求機会等の拡充による情報発信強化
- ④ 地域熱供給の優位性を後押しする政策要望
  - ・税制要望等、関係省庁等に対する要望の実施

### <重点3>

#### 会員事業者が直面している課題に対する適切な対応

- ⑤ 会員事業者が直面している課題への個別相談・支援および情報収集・発信



#### 対外活動の強化とステークホルダとの連携・協働の充実

- ・国や自治体の政策・制度検討過程へより一層の関与（施策要望・意見表明・協議）
- ・関係産業界・大学等の教育研究機関・メディア等との一層の連携・協働（情報交換・要望協力・対応連携・普及啓発）



# IV. 令和6年度 実施予定の21事業（全体像）案

## 重点項目

### 重点1：2030年・2050年の地域熱供給に向けた検討及び対応

- ① 脱炭素化・都市の強靱化推進に向けた調査研究
- ② DX（制御・保全）に関する調査研究

### 重点2：地域脱炭素化プロジェクトにおける熱供給の採用拡大に向けた広報活動と政策要望

- ③ 関係省庁等と連携した自治体・有識者に対する普及・広報活動
- ④ 地域熱供給の優位性を後押しする政策要望

### 重点3：会員事業者が直面している課題に対する適切な対応

- ⑤ 会員事業者が直面している課題への個別相談・支援および情報収集・発信

## 会員サービスの充実や熱供給事業の展開に資する活動

### 熱供給事業に関する調査及び研究に係る事業

- ⑥ 地域熱供給の現状と対策に係る調査研究
- ⑦ 熱供給設備・熱需要等のデータの定期的収集
- ⑧ 熱供給事業便覧の発行・頒布

### 熱供給事業に関する研究、講習会等の開催に係る事業

- ⑨ 熱供給事業者セミナーの開催
- ⑩ 熱供給事業に関連する法令の説明会等の開催
- ⑪ 経理・税制説明会の開催

### 熱供給事業に関する内外関係機関等との交流及び協力に係る事業

- ⑫ 国際交流の推進・情報収集
- ⑬ 国際委員会への参画、意見提案

### 熱供給事業に関する普及・広報に係る事業

- ⑭ 資源エネルギー庁委託広報事業の受注による情報発信
- ⑮ 広報誌「熱供給」の発行
- ⑯ ステークホルダーならびに次世代向け普及啓発イベントの開催

### その他、目的達成のための事業

- ⑰ 日本熱供給事業協会シンポジウム開催
- ⑱ 協会表彰の運営
- ⑲ 保安推進月間の実施
- ⑳ 保安・技術関連等の各種情報発信
- ㉑ 会員名簿の整備



# 令和6年度 実施予定の**21**事業（解説）

---

## ① 脱炭素化・都市の強靱化推進に向けた調査研究

### ・ポータルサイト開設等によるSHK制度活用サポートと先進的取組情報の共有

- 令和6年度より導入されるSHK制度に関する情報やFAQ等をポータルサイト等を通じて会員事業者を提供すると共に、制度説明会や制度に関する相談対応を実施し、会員事業者の制度活用をサポートする。また、より活用しやすい制度となるよう関係省庁への働きかけにも継続して取り組む。
- 中長期ロードマップベストプラクティス集作成を通じて脱炭素化・都市の強靱化に資する情報や好事例等を会員事業者と共有するとともに、街の脱炭素化、新しい街づくり、街の防災性能の強化に貢献するための有効な情報を発信する。

## ② DX（制御・保全）に関する調査研究

### ・熱業界のDXを促進するデジタル研究会発足に向けた検討

- 更なるデジタル技術活用を促進する「デジタル研究会」発足に向けた必要なステップや課題等について、技術活用で先行している会員事業者や関連の深いベンダー等から情報収集を行い、検討を進める。

### ・熱供給施設におけるサイバーセキュリティ対策の促進

- サイバーセキュリティ対策ガイドラインの周知と会員事業者のセキュリティ対策を促進する。
- 求められる対策や今後の法令改正等の動向について、情報の収集と発信を継続する。



## 重点2 地域脱炭素化プロジェクトにおける熱供給の採用拡大に向けた広報活動と政策要望

### ③ 関係省庁等と連携した自治体・有識者に対する普及・広報活動

#### ・訴求先や訴求機会等の拡充による情報発信強化

- 会員の地元自治体を中心に、地方自治体の現状施策に応じた訴求を強化し、施策立案、改訂を促す。
- 地方経産局、環境事務所など、関係機関に対する訴求機会を創出し、脱炭素関連イベント等、連携を強化する。

### ④ 地域熱供給の優位性を後押しする政策要望

#### ・税制要望等、関係省庁等に対する要望の実施

- 国、地方自治体や有識者への環境・エネルギーに関連する政策提言を継続して実施する。
- 機会をとらめたパブリックコメント、意見表明等での意見提出と各種審議会・委員会等で議論される前・途中段階での関係者への要望や支援を行う。



### ⑤ 会員事業者が直面している課題への個別相談・支援および情報収集・発信

#### ・熱供給料金、熱供給事業法手続き及びSHK制度等の相談対応及び支援

- 料金改定や原・燃料費調整制度導入検討に対する相談、法手続きの相談及びSHK制度に関する相談等に対して、独占禁止法に抵触することがないよう経営指導の範囲で対応・支援する。
- 相談対応により協会活動として取組む内容によっては、独占禁止法に抵触することがないように適時、法律事務所に相談を実施する。

#### ・熱供給事業に関する関係法令の法改正等の情報収集・発信

- 熱供給事業法と関係法令の改正や制度改正等の情報について収集の上、説明会の実施等により会員事業者が発信する。
- 関係省庁からの主に手続き上の指導がある場合、その指導についても適時、会員事業者が発信する。

## 熱供給事業に関する調査及び研究に係る事業

### ⑥ 地域熱供給の現状と対策に係る調査研究

- 熱供給事業の普及促進に関する研究テーマを厳選し、大学等の教育機関や外部の研究機関とともに調査研究を行い、成果を会員および対外的に情報発信する。
- NEDO「スマートコミュニティにおける熱利用技術の脱炭素化とエネルギー供給安定化に関する調査」へ新規に参加する。
- 空気調和・衛生工学会空気調和設備委員会「エネルギー負荷原単位検討小委員会」における地域冷暖房の建物を中心とした省エネ・省CO<sub>2</sub>に向けた熱源設備・電源設備棟の適正容量計画のためのエネルギー負荷原単位の検討に継続して参加し、令和6年度はエネルギー負荷原単位調査の本格実施に向け、業界団体として協力する。
- 新增設の熱供給プラントの一次エネルギー換算係数について、シミュレーションによる値を採用できるよう「任意評価ガイドライン」の策定に継続して取り組む。

### ⑦ 熱供給設備・熱需要等のデータの定期的収集

- 熱供給事業の普及・発展的活動の基礎データとするため、熱供給設備・熱需要や税制改正要望調査等の定期的な調査を行う。

### ⑧ 熱供給事業便覧の発行・頒布

- 熱供給事業便覧の改定のため、会員事業者へ調査依頼を実施し、発刊・頒布する。

## 熱供給事業に関する研究会、講習会等の開催に係る事業

### ⑨熱供給事業者セミナーの開催

- 熱供給事業等に関する情報提供を行うため、熱供給事業者セミナーを社員総会に併せて開催する。

### ⑩熱供給事業に関連する法令の説明会等の開催

- 新任者・転入者向けに「熱供給事業に関する基礎知識の習得」「設備の理解を深める」「若年層の横の繋がりの醸成」を目的として研修会を実施する。
- 指定旧供給区域版の法令研究会の活動を継続し、主旨説明資料及びQA集を作成の上、指定旧供給区域の会員事業者向けに説明会を開催する。
- 法令改正等、会員事業者の実対応が発生する場合に、適宜、実務者向け説明会を実施する。  
令和6年度はSHK制度説明会を開催する。

### ⑪経理・税制説明会の開催

- 会員の経理担当者の業務知識の向上を図るため、専門講師を招いて、毎年改正される税制改正や経理業務の見直し等、実務ポイントを中心に説明会を開催する。

## 熱供給事業に関する国内外関係機関等との交流及び協力に係る事業

### ⑫ 国際交流の推進・情報収集

- IDEA (International District Energy Association)、Euroheat & Power、関係構築しているデンマーク大使館等の諸外国、各種団体との連携により、情報収集等を行う。
- 令和5年度実施した海外視察調査研究会での海外視察における欧州での熱供給事情、シュタットベルケや水素の取組等国内に展開すべき情報や事例について、関係省庁や会員事業者等に向けて報告会を開催する。

### ⑬ 国際委員会への参画・意見提案

- 「熱供給ネットワーク」の国際標準規格開発を行うISO/TC341に日本の国内審議団体として参画する。関係者と連携の上、国内法令・規格と齟齬のない国際標準規格となるよう意見のとりまとめ・提案を行う。
- 国際エネルギー機関 (IEA) のヒートポンプ技術協力プログラムにおけるHP in PED (Annex61) へ参画し、海外の動向について情報収集を行う。

## 熱供給事業に関する普及・広報に係る事業

### ⑭資源エネルギー庁委託広報事業の受注による情報発信

- 会員事業者のニーズを踏まえて、効果的な広報事業を資源エネルギー庁へ提案し、受注を目指す。
- 受注時は、事業内容に即して、地域熱供給の優位性や脱炭素貢献を幅広く発信する。  
(失注時は、同事業を参考に、内容をアレンジの上、協会独自の広報事業として発信する。)

### ⑮広報誌「熱供給」の発行

- 年4回の発行を通じて、地方自治体等のステークホルダーへの認知度向上および配布先拡大に努める。
- 都市計画、防災、脱炭素関連等の地域熱供給の周辺の研究をする有識者の裾野拡大に努める。
- 取材活動を通じて、会員と会員の地元自治体、関連有識者等のステークホルダーとの関係深化を図る。

### ⑯ステークホルダーならびに次世代向け普及啓発イベントの開催

- 施設見学会や出前授業を通じて、次世代を担う社員や学生への地域熱供給の理解活動の深化に努める。
- 会員社員（若手や転職者など）のイベント参画を通して、スキルアップや交流の機会を創出する。

## その他、目的達成のための事業

### ⑰日本熱供給事業協会シンポジウム開催

- 会員の業務課題に関する情報の共有化・意見交換、技術改善活動等の成果発表と技術開発情報の共有化・意見交換、賛助会員を含めた会員全体の相互交流を目的に、日本熱供給事業協会シンポジウムを開催する。本年度の開催地は中部地区とする。

### ⑱協会表彰の運営

- 協会表彰規程に基づき、候補者の募集、表彰者の決定を行い、定時社員総会において協会表彰を実施する。

### ⑲保安推進月間の実施

- 9月、10月の2ヶ月間を保安推進月間とし、保安推進キャンペーンを実施する。
- 9月10日に防災訓練を実施する。（毎年9月の第2火曜日に実施）

### ⑳保安・技術関連等の各種情報発信

- 事件事例の分析と情報発信を行い、会員の安全管理を促進する。
- 支部の技術情報交換会やその他の機会を通じて、省力化事例などの情報発信を行うとともに、会員事業者の技術ニーズの把握に努め、協会活動への展開を検討する。

### ㉑会員名簿の整備

- 例年どおり10月を目途に会員名簿を作成し、会員向けに配付する。